

# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

筑紫野市では、市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成10年に「筑紫野市環境基本条例」を施行しました。

平成12年3月に「第一次筑紫野市環境基本計画」を、平成23年3月に「第二次筑紫野市環境基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。

「第二次筑紫野市環境基本計画」の期間中に、筑紫野市を取り巻く情勢は大きく変わりました。「第二次筑紫野市環境基本計画」で主要プロジェクトに挙げられていた市民との協働推進体制づくり分野では、7つのコミュニティ運営協議会が設立され、市と地域とが協働してまちづくりを進め、コミュニティ単位で地域の課題に取り組む体制が整えられています。

一方で、市内では都市整備が進み、利便性の高い都市部では、自然や生き物にふれる機会が少なくなっていることから、豊かな自然が残る地域が果たす役割は、大きなものとなっています。快適な生活環境を維持しながら、自然や生態系を守り、次の世代へ残していく取り組みがより一層重要になっています。

本計画は、「第二次筑紫野市環境基本計画」の総括を踏まえ、「筑紫野市環境基本条例」の基本理念に基づき、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、望ましい環境像である「みんなでつくる みどり輝くふるさと筑紫野」を実現することを目指して策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「筑紫野市環境基本条例」第9条に基づき策定するもので、「筑紫野市総合計画」を上位計画とした、環境に関するマスタープランです。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する「都市計画マスタープラン」や「一般廃棄物処理基本計画」、「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画」など、関連計画の施策と整合を図ります。

なお、本計画の第4章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づく「筑紫野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」および「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「筑紫野市気候変動適応計画」として位置付けます。

## 3 対象とする地域と分野

本計画の対象地域は、筑紫野市全域とします。

本計画で取り扱う分野は、「第二次筑紫野市環境基本計画」に引き続き「自然との共生」「循環型社会」「低炭素社会」「生活環境」「快適環境」とします。これらの幅広い環境に対する施策の根幹に、市民・事業者・市民団体（コミュニティ運営協議会等）との協働があります。

## 4 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和14年度（2032年度）までとします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や本市における環境や社会構造などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 5 近年の主な社会の動き・出来事（環境関連）

近年の主な社会の動きや出来事を以下に整理しました。今回の見直しにより、これらの社会の動きや出来事に対応した計画とします。

平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「東日本大震災」発生 電力需給のひっ迫や災害廃棄物の発生などが問題となる</li> <li>■ 「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅢ」策定</li> </ul>
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定</li> <li>■ 「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」閣議決定</li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正</li> </ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「特定外来生物被害防止基本方針」改正</li> <li>■ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正</li> </ul>
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行</li> <li>■ 「外来種被害防止行動計画」策定</li> <li>■ 国連総会にて「持続可能な開発目標（SDGs）」採択</li> <li>■ 気候変動に関する「パリ協定」採択（翌年発効）</li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」策定</li> <li>■ 「筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅣ」策定</li> <li>■ 「福岡県廃棄物処理計画」策定</li> <li>■ 「福岡県災害廃棄物処理計画」策定</li> <li>■ 「平成 28 年熊本地震」が発生し「大規模災害からの復興に関する法律」上の「非常災害」に初めて指定される</li> <li>■ 「地球温暖化対策計画」閣議決定</li> <li>■ 「福岡県第 8 期分別収集促進計画」策定</li> </ul>
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「福岡県地球温暖化対策実行計画」策定 →本計画は、令和元年 8 月に「地域気候変動適応計画」に位置づけ</li> <li>■ 「福岡県汚水処理構想」策定</li> <li>■ 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」発生 線状降水帯が形成され、朝倉市などで記録的な降水を記録</li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画」策定</li> <li>■ 「第四次福岡県環境総合基本計画」策定</li> <li>■ パリ協定採択後初の環境基本計画となる「第五次環境基本計画」閣議決定</li> <li>■ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>■ 「気候変動適応法」公布（12 月に施行） →同年 11 月「気候変動適応計画」閣議決定</li> </ul>
平成 31 年 /令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」策定</li> <li>■ 「食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく新たな基本方針」策定</li> <li>■ 「生物多様性条約（CBD）第 14 回締約国会議（COP14）」開催 →令和 2 年以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト 2020 目標）に関する検討プロセスを協議</li> </ul>
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「第六次筑紫野市総合計画」策定</li> <li>■ 「令和 2 年 7 月豪雨」発生 球磨川が氾濫、大牟田市で内水氾濫が発生</li> </ul>

■ 国際的な動き ■ 日本の動き ■ 福岡県の動き ■ 筑紫野市の動き ■ 大規模災害（日本）

## 6 第二次筑紫野市環境基本計画の総括

「第二次筑紫野市環境基本計画」の成果指標および施策の進捗状況を総括し、本計画策定に向けた課題を整理しました。

成果傾向「A」：計画当初に比べて成果が上がっている  
「B」：計画当初と同じ成果  
「C」：計画当初に比べて成果が下がっている

### (1) 市民との協働分野「みんなの力でよりよい環境を目指します」

地域清掃活動の参加者数については、目標値を達成しており、市民協働の取り組みとして定着していると考えられます。また、市民アンケートの中で「市民の環境に関するモラルに満足する市民の割合」も基準年度から向上しており、目標値を達成することができています。

#### ■ 市民との協働分野における成果指標

成果指標	地域環境活動 団体数	地域清掃活動 参加者数	市民の環境に 関するモラルに 満足する市民の割合	環境マネジメント システムを取得する 事業所の割合	社員への 環境教育を行う 事業所の割合
基準値 (平成21年度)	15団体	31,826人	21.3%	20.3%	57.8%
実績値 (年度)	平成23年度	13団体	実施せず	実施せず	実施せず
	平成24年度	13団体			
	平成25年度	9団体			
	平成26年度	7団体			
	平成27年度	6団体			
	平成28年度	7団体			
	平成29年度	7団体			
	平成30年度	7団体			
	令和元年度	7団体			
成果傾向	C	A	A	C	C
目標値 (令和2年度)	増加	増加	42%	56%	78%

- 現在は、行政区やコミュニティ単位で地域環境活動を行っています。地域での活動を続けていくためには、講師となる人材や、協力者、後継者の育成が必要です。
- 事業者活動の支援については、環境マネジメントシステム（ISO14001 およびエコアクション21）の取得割合と社員への環境教育を行う事業所の割合（事業者アンケートにて取得）がともに目標値を下回っており、課題が多く見られました。事業者への働きかけについては、施策を見直していく必要があります。

## (2) 自然との共生分野「筑紫野の豊かな自然を守り、育てます」

市民アンケートの中で自然景観に「満足している」と回答した市民の割合は、目標値には届いていないものの、基準値に比べ向上しています。

また、「事業活動や農業における環境配慮に満足する市民の割合」も向上しており、目標値を上回る結果となりました。

一方で、「環境指標の森」を活かした講座が継続して開催されているものの、野鳥や昆虫類等とのふれあいや、水辺とのふれあいに対する満足度は低くなっています。

### ■ 自然との共生分野における成果指標

成果指標	「環境指標の森」の数	自然観察会等の開催回数・参加者数	野鳥や昆虫類等とのふれあいに満足する市民の割合	周辺地域の自然景観に満足する市民の割合	事業活動や農業における環境配慮に満足する市民の割合	川の水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合
基準値 (平成21年度)	6か所	9回 284人	37.9%	41.5%	29.2%	29.0%
実績値 (年度)	平成23年度	6か所 12回 120人	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず
	平成24年度	6か所 18回 366人				
	平成25年度	6か所 23回 466人				
	平成26年度	6か所 14回 243人				
	平成27年度	6か所 23回 305人				
	平成28年度	6か所 21回 287人				
	平成29年度	6か所 21回 279人				
	平成30年度	6か所 16回 297人				
	令和元年度	6か所 14回 159人				
成果傾向	B	A	C	A	A	C
目標値 (令和2年度)	増加	増加	46%	54%	33%	40%

- 里地里山の保全等、景観を守る取り組みを続けていくことが重要です。
- 市民のニーズを把握し、ニーズに合った場所、講座やイベントを紹介していくことが課題です。身近な自然の魅力や生物多様性の重要性に関する市民の認知度を高めるため、さらに活動を推進していく必要があります。
- 継続実施しているモニタリングの調査手法やデータの活用・蓄積方法の確立および経年変化の把握について課題が残る状況です。

### (3) 循環型社会分野「限りある資源を大切にします」

廃棄物やリサイクルに関する施策に満足する市民の割合は、73.1%と目標値を大きく上回っており、市民アンケートの設問としていた施策の重要度と満足度がともに他の施策に比べて高いことから、市民の関心が高いといえます。

市民1人1日当たりのごみ排出量は目標値には到達していないものの、基準値と比べると少なくなっています。しかし、近年のごみ排出量はほぼ横ばいとなっているほか、リサイクル率は基準値よりも低い数値が続いています。

#### ■ 循環型社会分野における成果指標

成果指標	市民1人1日当たり ごみ排出量	リサイクル率※ (ごみの資源化率)	廃棄物やリサイクルに 満足する市民の割合	
基準値 (平成21年度)	792g	29.0%	45.3%	
実績値 (年度)	平成23年度	785g	27.1%	実施せず
	平成24年度	775g	26.4%	
	平成25年度	783g	25.7%	
	平成26年度	782g	25.1%	
	平成27年度	788g	25.7%	
	平成28年度	777g	24.8%	
	平成29年度	769g	22.7%	
	平成30年度	777g	23.3%	
	令和元年度	786g	23.3%	73.1%
成果傾向	A	C	A	
目標値 (目標年度)	760g (平成27年度)	30% (平成27年度)	57% (令和2年度)	

※ (廃棄物処理施設に搬入されたごみのうちリサイクルできたもの+資源ごみ集団回収量) ÷ (総搬入量+資源ごみ集団回収量) より算出したもの

- 市民1人1日当たりのごみの排出量は基準値よりも少なくなっています。その要因の一つとして、ごみ減量の意識が浸透してきていることが考えられます。
- 家庭からの資源ごみの回収量は減少傾向にあります。その要因として、新聞を購入している家庭の減少、電子書籍の普及などで紙媒体が減少していること、また、地域の集団回収以外のリサイクルボックスの利用などが考えられます。今後とも紙の分別の啓発を継続していく必要があります。
- 循環型社会分野の成果指標は、経済活動や政策に左右されやすいという特徴があります。景気が上昇すると、消費活動が活発になり、ごみの排出量が増加します。また、レジ袋の有料化が義務になると、小売店でのレジ袋辞退率が向上してごみの排出量が減少するなど、ごみの排出抑制や再生利用等の社会システムに対する国の取り組みにより、大きな進展が見られる分野でもあります。市民や事業者に対しての啓発を基本にしながらも、国や県の政策に合わせて柔軟に対応していくことが重要です。



#### (4) 低炭素社会分野「住みよい地球をつないでいきます」

筑紫野市全体の温室効果ガス排出量<sup>※</sup>は、年による増減は見られるものの、平成26年度以降はほぼ横ばいの状況です。

住宅用エコエネルギー（太陽光発電設備）導入促進事業補助金については、計画期間の累計補助件数が計画当初の目標件数を超えています。公共施設では、主に太陽光発電を導入していますが、さらなる発電量の増を目指し、施設の新規建設や立て直しの際の設置を継続して検討していく必要があります。

低公害車の公用車への導入台数は、目標を達成できていません。

※本市の温室効果ガスの排出量は、第二次筑紫野市環境基本計画策定当初は「積上法」による算定をしていましたが、平成25年度分の集計より二酸化炭素のみを対象とする「按分法」による算定に変更しています。このことに伴い、基準値および実績値についても現在の算定方法に基づき再算定を行いました。（出典：環境省「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」より）

#### ■ 低炭素社会分野における成果指標

成果指標	温室効果ガスの排出量	太陽光発電設備補助件数 (累計)	低公害車の 公用車への導入台数
基準値 (基準年度)	1,378千t-CO <sub>2</sub> (平成19年度)	31件 (平成22年度)	2台 (平成21年度)
実績値 (年度)	平成23年度	1,613千t-CO <sub>2</sub>	2台
	平成24年度	1,728千t-CO <sub>2</sub>	2台
	平成25年度	1,362千t-CO <sub>2</sub>	2台
	平成26年度	1,145千t-CO <sub>2</sub>	3台
	平成27年度	1,194千t-CO <sub>2</sub>	3台
	平成28年度	1,205千t-CO <sub>2</sub>	2台
	平成29年度	1,258千t-CO <sub>2</sub>	2台
	平成30年度	未算定	1台
	令和元年度		1台
成果傾向	A	A	C
目標値 (目標年度)	平成19年度の水準 (令和12年度)	累計300件 (令和2年度)	20台 (令和2年度)

- 温室効果ガス排出量削減のため、引き続き市民や事業者へ啓発を行う必要があります。
- 新たな再生可能エネルギーの導入促進のため、補助内容の見直しを検討する必要があります。また、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても設置の可能性を検討するため、情報収集が重要となります。
- 公用車への低公害車の導入については、低排出ガス車認定制度や燃費基準を達成する車両の導入をさらに進めていく必要があります。
- 環境省が呼びかけていたライトダウンキャンペーンが令和元年度で終了したため、市民参加で取り組むCO<sub>2</sub>削減について検討する必要があります。



## (5) 生活環境分野「日々の暮らしを守ります」

市民アンケートの中で「空気のさわやかさに満足する市民の割合」は、目標値を下回っており、基準値よりも低くなりました。主な不満原因として挙げられたのは、自動車の排気ガスが最も多く、次いで野外焼却の煙やにおいという結果になりました。

「周辺の静けさに満足する市民の割合」も、空気のさわやかさと同様に低くなっており、目標値と基準値をともに下回りました。自動車、オートバイからの交通騒音が、不満の原因の多くを占めています。

騒音・振動や河川の水質など、定期的に調査している項目については、基準値を超過するものが一部あり、継続した調査が必要です。

### ■ 生活環境分野における成果指標

成果指標	騒音・振動の環境基準	市内河川のBOD75%値	空気のさわやかさに満足する市民の割合	周辺の静けさに満足する市民の割合	
基準値 (平成21年度)	基準値内	基準値内	56.8%	52.3%	
実績値 (年度)	平成23年度	基準値内	実施せず	実施せず	
	平成24年度				実施せず
	平成25年度				基準値内(騒音のみ)
	平成26年度				
	平成27年度				
	平成28年度				超過あり
	平成29年度				基準値内
	平成30年度				
	令和元年度				
成果傾向	達成	達成	C	C	
目標値 (令和2年度)	基準値内	基準値内	66%	66%	

- 騒音や振動、悪臭など、法律の規制の対象になるものに関しては適切に指導・監視を行っていますが、典型公害以外の相談事例が増えています。啓発を継続するとともに、直近の相談内容を把握し、傾向を分析して新たな啓発につなげていく必要があります。
- 相談対応については、内容が多岐にわたることから、実態を把握し、解決につなげることが難しい状況にありますが、関係機関などと連携して解決に向けた取り組みを行うことが重要です。
- 光害や香害など、生活環境に関するその他の相談に対しては、多くの人に周知をしていくため、ガイドラインの活用など、効果的な方法を検討する必要があります。

## (6) 快適環境分野「心地よいまちを創ります」

市民アンケートの中で、「周辺の公園や広場、まちなみ景観に対する市民の満足度」は向上しているものの、目標値には達していません。

「身近な緑とのふれあいに満足する市民の割合」は、目標値に到達できていないだけでなく、基準値を下回るという結果になりました。道路沿線や公園、公共施設の緑が少ないことや、管理が悪いことが不満の原因として挙げられたほか、開発による緑の減少も不満の原因として多くを占めています。

歴史や伝統に関するまちの雰囲気については、目標値を上回りました。

### ■ 快適環境分野における成果指標

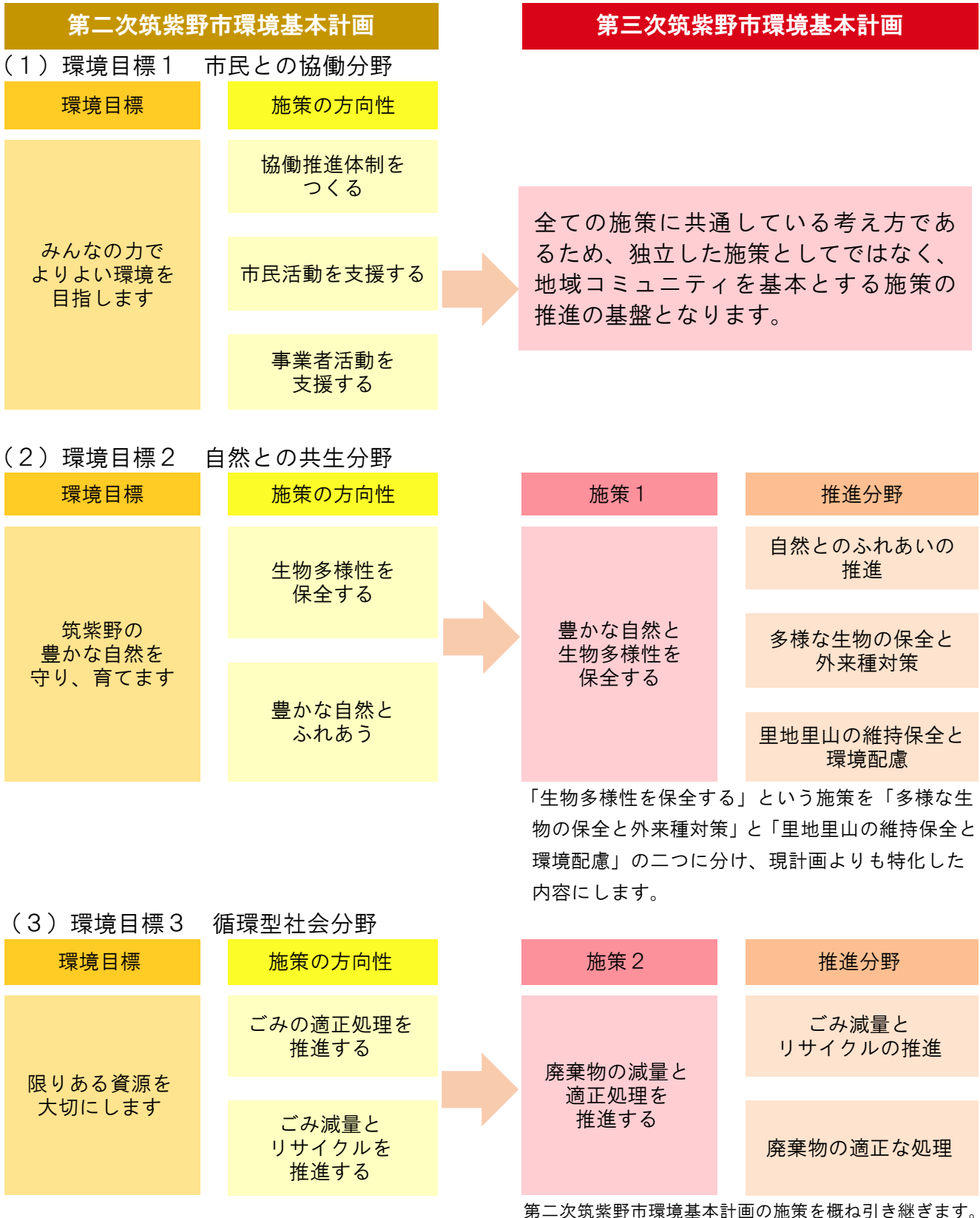
成果指標	生垣設置補助件数	市民1人当たりの都市公園面積	身近な緑とのふれあいに満足する市民の割合	周辺の公園、広場等に満足する市民の割合	周辺地域のまちなみ景観に満足する市民の割合	歴史や伝統に関するまちの雰囲気に関する市民の割合
基準値 (基準年度)	8件,49m (平成21年度)	9.89m <sup>2</sup> (平成20年度)	59.2% (平成21年度)	29.7% (平成21年度)	40.7% (平成21年度)	29.3% (平成21年度)
実績値 (年度)	平成23年度	13件 117m	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず
	平成24年度	3件 31.5m				
	平成25年度	3件 51m				
	平成26年度	2件 18.2m				
	平成27年度	0件 0m				
	平成28年度	2件 20.4m				
	平成29年度	0件 0m				
	平成30年度	0件 0m				
	令和元年度	0件 0m				
成果傾向	C	C	C	A	A	A
目標値 (目標年度)	増加 (令和2年度)	12.17m <sup>2</sup> (平成27年度)	67% (令和2年度)	46% (令和2年度)	57% (令和2年度)	40% (令和2年度)

※「周辺地域のまちなみ景観」に関する設問に「歴史や伝統に関するまちの雰囲気」を含めて実施

- 市民アンケートの設問中、「残してほしい緑」についての問いでは、天拝山や宝満山などの自然のほか、天拝山歴史自然公園や五郎山公園、地域の公園など、身近な公園も挙げられており、公園が広く親しまれていることがわかります。より多くの人に既存の公園、広場を利用してもらえるよう、その魅力を効果的に発信する方法を検討していく必要があります。
- 市内に点在する多様な文化財を多くの人に知ってもらうため、情報発信の手段を検討していくことが重要です。

## 7 第三次筑紫野市環境基本計画における新たな施策体系

近年の本市を取り巻く環境の変化や「第二次筑紫野市環境基本計画」の進捗状況、優先して取り組むべき施策などを勘案し、本計画では、施策体系を新たに整理しました。



## 第二次筑紫野市環境基本計画

### (4) 環境目標 4 低炭素社会分野

環境目標	施策の方向性
住みよい地球をつないでいきます	省エネルギー活動を実践する
	新エネルギー利用を推進する



## 第三次筑紫野市環境基本計画

施策 3	推進分野
地球温暖化対策と気候変動適応策を推進する	省エネルギー施策の普及・啓発
	再生可能エネルギーの導入と公共交通の利用促進
	気候変動の影響への対応

法の制定などにより、新しい考え方として特に必要とされている「気候変動への適応」を新規施策として位置付け、自然環境、省エネルギーおよび都市空間の創造に関する施策から、一部を移行します。

### (5) 環境目標 5 生活環境分野 環境目標 6 快適環境分野

環境目標	施策の方向性
日々の暮らしを守ります	生活環境を監視する
	大気環境を保全する
	水環境を保全する
心地よいまちを創ります	快適な都市空間を創造する
	歴史・伝統・文化を活かす



施策 4	推進分野
良好な生活環境を形成する	住みよい生活環境の確保
	快適な生活環境の実現
	都市空間の整備

「快適な都市空間を創造する」、「歴史・伝統・文化を活かす」はいずれも都市空間に関連するための施策であることから、統合します。